

火災等の被災による一時的な市営住宅の使用について

春日井市では、火災等に被災された方が一時的に使用できる市営住宅を用意しています。

1 使用条件について

- (1) 春日井市が発行する「り災証明書」が必要となります。※1
- (2) 使用期間は3か月以内です。※2

2 提供住戸について

- (1) 場 所：市営道場山住宅 ※3
- (2) 住 所：春日井市西山町 1617 番地 4
- (3) 建築年：昭和 43 年又は 45 年
- (4) 間取り：2K
- (5) その他：駐車場 1 台完備



3 使用料について

- (1) 住戸・駐車場使用料：免除（無料）
- (2) 共 益 費：必要（各自治会の規約による）
- (3) 電気・水道・ガス使用料：必要（各事業者へ要申込）

4 申込手続きについて

- (1) 受 付：市役所9階まちづくり推進部住宅政策課
- (2) 必要書類：り災証明書、身分証明書 ※1

5 注意事項

- (1) 住戸は必要に応じた改修を行っておりますが、現状での引渡しとなります（清掃が行き届いていない場合があります）。
- (2) 寝具・冷暖房器具等及びタオル・トイレトーパー等の日用品の備付はありません。
- (3) 電気・水道・ガスはご自身で各事業者と契約・解約していただく必要があります。
- (4) 電気・水道・ガスは申込時期によって当日から使用できない可能性があります。
- (5) エレベーターがありません。一部の住戸に浴槽がありません（シャワー完備）。
- (6) ペットの飼育等はできません。

※1 緊急時で関係機関に事実関係の確認が取れた場合は後日の提出で可能

※2 使用期間中に転居先を確保できなかった等の場合は最大3か月延長可能

※3 使用住戸の指定はできません。

お問合せ先：春日井市鳥居松町5丁目44番地

春日井市まちづくり推進部住宅政策課 住宅担当

連絡先：0568-85-6294